○国税庁告示第三号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十九日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワークあいち	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目四番四号	高橋　昌久	平成二十二年二月一日から平成二十七年一月三十一日まで
特定非営利活動法人リブ・フォー・ライフ美奈子基金	東京都渋谷区広尾一丁目三番十七号ＯＨＴＳＵビル３Ｆ	服部　克久	平成二十二年二月一日から平成二十七年一月三十一日まで

二　別表特定非営利活動法人えひめイヌ・ネコの会の項中「平成二十二年二月二十八日」を「平成二十七年二月二十八日」に改め、同表特定非営利活動法人幼い難民を考える会の項中「平成二十二年二月二十八日」を「平成二十七年二月二十八日」に改め、同表特定非営利活動法人患者の権利オンブズマンの項中「平成二十二年三月十日」を「平成二十七年三月十日」に改め、同表特定非営利活動法人日本アニマルトラストの項中「平成二十二年一月三十一日」を「平成二十七年一月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第三十七号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月一日から適用する。

平成二十二年一月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二項に次の一号を加える。

百四　腹腔鏡下根治的膀胱全摘除術（浸潤性膀胱がんに係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 泌尿器科専門医であること。

(3) 当該療養について二年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1) 泌尿器科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。

(4) 臨床工学技士が配置されていること。

(5) 病床を二十床以上有していること。

(6) 当直体制が整備されていること。

(7) 緊急手術体制が整備されていること。

(8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

○厚生労働省告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月一日から適用する。

平成二十二年一月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第９の３の(1)の表愛知県の項中「岐　阜　郡　上　坂　井　町」を削る。

○厚生労働省告示第三十九号

独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第二十二号）第二十五条第二項及び第三項の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十九条第三項等の規定に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第二号及び第八号に規定する資金の貸付けに関し必要な事項（平成十六年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第二条第百三十二号に規定する緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金の交付を受ける者から公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練の訓練期間中の生活を維持するための給付金の支給を受ける者

別表学校教育法による高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練を受ける者の項貸付額（月額）欄中括弧書を削り、同表短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。以下同じ。）の普通職業訓練を受ける者（次項に掲げる者を除く。）の項区分欄中「以下同じ。」及び「（次項に掲げる者を除く。）」を削り、同項貸付額（月額）欄中括弧書を削り、同表短期課程の普通職業訓練（事業主が当該事業主の事業所等において実習を行うものに限る。）を受ける者の項を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十二年二月一日から適用する。

2　平成二十二年二月一日前に独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第二十五条に掲げる者に貸し付けた技能者育成資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二号中「又はペメトレキセドナトリウム水和物（切除不能な進行又は再発の非小細胞肺がんの患者に投与するものに限る。）」を「、ペメトレキセドナトリウム水和物（切除不能な進行又は再発の非小細胞肺がんの患者に投与するものに限る。）、アダリムマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬又は関節症性乾癬の患者に投与するものに限る。）又はインフリキシマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬又は乾癬性紅皮症の患者に投与するものに限る。）」に改める。